主基節會

斷

豐明節會 解 齋

新省會 是は來末の年始より被行也。

拔使 其村へ御所より御使立事也。御酒米。近江國・丹波國・兩國に相定。

八月二十九日未明、洛西紙屋川東賀茂川淸し荒神口 使 烏丸大納言 武家警固もあり。

右は白川・秋原兩家も御供にて、御祓の様に御沙汰まで K

と申事也。 七月二十八日、 天赦日於朝廷節會あり。 是大甞會事始の品

一條關白殿下執達也

十月六日、伊勢兩宮への勅使發駕。

口上の覺

但其形俗躰にとしらへ候て、隱便に往反の分は不可苦事。 同不淨の輩往反停止の事。 御築地の内僧尼丼法躰の輩往反停止之事。

一、火之用心の儀常々可被仰付候得共、此節別て可被入御

尤御攝家様方諸大夫中へも御傳達可被成候。 右之趣爲御心得各方迄可申入の旨、兩傳御申付如御座候。 以上。

十月二十六日

冷泉家 雜 掌

葉室家 雜 掌

白

諸大夫衆中

御停止に候事。 に禁裡より、 一、十月二十九日より御神事中、 の根を限り、 上京は町端迄、下京は四條通を限り、 西は千本通を限り、 寺方朝夕の鐘其外鉦皷共 此内の寺方鐘うち候儀、 東は山

心得被得仰入候事。 一、御神事中忌詞、 來月就大當會、 來る二十九日朝到來月中御神事に候事。 貞享四年大甞會の節の通に候。依て御

十月二十七日

傳達可被成候。以上。 追て別紙一通、 從兩傳就御到來被相添候に付、 如例次第御

穴稱園 稱阿世 々岐 堂稱香燃 優婆塞稱角等 

佛の札、まもり佛の名佛のすがた繪、經等は外 へ出す。

、精進日にても魚類一種にすへ其身は精進不苦。 但右魚類其身きらひにて不喰分。

正忌の日外へさがる。

参内の醫師等はつけ髪して、裝束布衣上下等を着し、

俗名を名乗申筈。

蘭奢香は聖武天皇の御代に渡る無上の伽羅也。聞おもく早 如此四五度過て後は、 班。云。王琮謂。胡佾(白。 墮著"賈奢乃胡話之 逐譽者也。然则不>止, 陰名,也。殷明不>之。 是京 人士,以为"我,我不能到一百三十六卷七起謂。 賈奢二字之氏。是東大二字之瞪名而已。此頃者, 朱子語類一百三十六卷七 く匂不出、匂出るとおもへば消ゆ、 蘭奢香之事 匂續いかにも匂靜に厚し、外の香に 消るとおもへば又出る。

如此の風無之格別也と云々。

三郎祐憲等十有餘人撰之、其後代々傳之と云。 奢を隨一と被極。其頃明鼻達人志野三郎左衞門宗信・弟同彌 十一種、重て五十種の香を合せて六十一種を被定。中に蘭 一、慈照院義政公の時、名香三百餘種の中にて古代の名香 不變。然ども蘭奢の如く數を重ぬる事は不,可,有,之と也。 て灰の中へ取落し見失と云傳へり。古き香は燒返し試に匂 一、古人蘭奢香を九度燒かへし試るに匂不變、十度の時誤

二十餘年先死去候。當時誰も正眞を聞覺候者無之、香の傳 も絕申候。拙者も折節傳左へ參會候て咄共承候。其友五六 て致参會候。是も焉求が門弟、香の傳色々物語共承聞書等 不存候。松田傳左衞門と申人あり。二十年計以前迄存命に 受仕の由及承候。拙者幼少の節にて、右近大夫時分の儀は 人も有之候處、皆古人になり、只今予共々兩人殘申候。 いたし置候。傳左は證據正き蘭奢を試候由。 に妙あり。弟子數多有之、同氏右近大夫等も門弟にて、傳 一、私に曰。寬文年中東都に山口焉求と申者有之、香を聞 一度聞候へば難忘匂格別の由被申聞候。八十歳餘にて 古傳の如く無